

檀原市特定個人情報の取扱いに関する安全管理指針

平成28年1月1日策定

(目的)

第1条 檀原市（以下「市」という。）は、特定個人情報に関する法令、条例その他の規程（以下「関係法令等」という。）を遵守するとともに、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）その他の指針に基づき、市の保有する特定個人情報の適正な管理の確保に組織として取り組むことを目的として、この指針を定める。

(用語の定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報（当該個人の特定個人情報を除く。）を除く。
- (2) 個人番号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）を変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- (3) 特定個人情報 個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。
- (4) 個人情報ファイル 個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
 - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- (5) 特定個人情報ファイル 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- (6) 個人番号利用事務 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する機関が番号法第9条第1項又は第2項の規定によりその保有

する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

(7) 個人番号関係事務 番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

(8) 特定個人情報取扱区域 特定個人情報を取り扱う事務を行う執務室及び特定個人情報ファイルを処理する情報システムを管理する区域をいう。

(指針の適用範囲)

第3条 この指針は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会を対象として適用する。

(特定個人情報を取り扱う事務の範囲)

第4条 市において特定個人情報を取り扱う事務は、番号法第9条に基づいて実施する個人番号利用事務及び個人番号関係事務に限定するものとし、個人番号を取り扱う各事務において利用する特定個人情報の範囲は、別に明示する。

(特定個人情報の保護管理体制)

第5条 市の保有する特定個人情報その他の個人情報(以下「保有特定個人情報等」という。)の保護管理体制及び役割は、次のとおりとする。

(1) 最高統括特定個人情報保護管理者 檀原市情報セキュリティ対策基準に関する規程(平成16年檀原市訓令第4号)第3条に規定する最高統括情報セキュリティ管理者をもって充て、保有特定個人情報等の管理に関する事務を総括し、次に掲げる事項を執り行う。

ア 保有特定個人情報等の漏えい、改ざん、滅失又は毀損等の事案(以下「事故等」という。)発生時又はその兆候の把握時における調査、状況把握等の総括指揮及び市長への報告

イ 事故等の原因の究明及びその影響範囲の特定並びに再発防止策の検討

(2) 統括特定個人情報保護管理者 檀原市情報セキュリティ対策基準に関する規程第4条に規定する統括情報セキュリティ管理者をもって充て、保有特定個人情報等の管理に関し最高統括特定個人情報保護管理者を補佐するとともに、最高統括特定個人情報保護管理者の指揮の下、部特定個人情報保護責任者を統括し、保有特定個人情報等の管理に関する連絡及び調整を執り行う。

(3) 部特定個人情報保護責任者 檀原市情報セキュリティ対策基準に関する規程第5条に規定する部情報セキュリティ管理者をもって充て、部における個人番号利用事務及び個人番号関係事務に関する権限及び責任を有し、当該個人番号利用事務及び個人番号関係事務に関する安全管理措置その他の保有特定個人情報等に関する重要事項を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(4) 個人情報保護責任者 檀原市個人情報保護条例施行規則(平成12年檀原市

規則第6号) 第8条第1項に規定する個人情報保護責任者をいい、同条第2項に定めるもののほか、課における個人番号利用事務及び個人番号関係事務に関する権限及び責任を有し、当該個人番号利用事務及び個人番号関係事務における特定個人情報の取扱いその他次に掲げる事項を掌理し、所属職員を指揮監督する。

ア 特定個人情報を取り扱う所属職員(以下「事務取扱担当者」という。)の指名並びにその役割及び取り扱う特定個人情報の範囲の明確化

イ 所管する特定個人情報取扱区域の明確化及びその安全管理措置の実施

ウ 特定個人情報を取り扱う事務の委託先等における当該特定個人情報の取扱状況等の監督

エ その他特定個人情報に関する安全管理措置の実施

(事務取扱担当者その他の職員の責務)

第6条 事務取扱担当者は、この指針及び関係法令等の規定並びに部特定個人情報保護責任者及び個人情報保護責任者の指示に従い、特定個人情報を取り扱わなければならない。

2 事務取扱担当者は、その取り扱う特定個人情報の保護について、十分な注意を払い、使用する端末及び個人番号が記入された書類その他の記録媒体が第三者に閲覧されることがないように必要な措置その他事故等の防止のために必要な措置を講じなければならない。

3 職員(非常勤職員及び臨時職員を含む。以下同じ。)は、第4条に規定する事務を処理するために必要な場合その他の番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

4 職員は、事故等の発生若しくはその兆候を把握した場合又は事務取扱担当者その他の職員の非違に当たる行為があると思料する場合は、直ちに個人情報保護責任者に報告しなければならない。

(特定個人情報ファイルの取扱い)

第7条 事務取扱担当者は、所管する第4条に規定する事務を処理するために必要な限度において特定個人情報ファイルを作成するものとし、当該事務の利用目的を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

2 個人情報保護責任者は、所管する事務における特定個人情報ファイルについて、次に掲げる事項を管理する。

(1) 特定個人情報ファイルの名称

(2) 特定個人情報ファイルの利用目的

(3) 特定個人情報ファイルを取り扱うシステム又は台帳等

(4) 特定個人情報ファイルの記録項目

- (5) 特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲
- (6) 特定個人情報ファイルに記録される当該特定個人情報の収集方法
- (7) 特定個人情報ファイルの保管場所
- (8) 特定個人情報ファイルへのアクセス等利用状況、提供等の記録

3 個人情報保護責任者は、前項に定める事項を適切に管理するため、定期に、又は随時に所管する事務における特定個人情報ファイルの取扱いを確認し、掌握するものとする。

(本人確認措置)

第8条 事務取扱担当者は、本人又はその代理人から個人番号の提供を受けるときは、関係法令等の規定に従い、適切に本人確認措置を行わなければならない。

2 前項の本人確認措置に用いる書類は、番号法第16条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）その他市長が別に定めるものとする。

(安全管理措置の実施)

第9条 個人情報保護責任者は、管理する特定個人情報取扱区域において、檀原市情報セキュリティに関する規則（平成16年檀原市規則第11号）、檀原市情報セキュリティ対策基準に関する規程（平成16年檀原市訓令第4号）その他命令にのっとり、適切な人的、物理的及び技術的安全管理措置を実施する。

(委託先の監督)

第10条 特定個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、委託先においても市と同等の安全管理措置が講じられるよう委託先に対する適切な監督を行う。

2 特定個人情報を取り扱う事務の再委託については、書面により市が許諾した場合に限るものとし、再委託先についても委託先と同等の安全管理措置が講じられるよう委託先に対し、適切な指示を行う。

3 特定個人情報の安全管理措置に関し、委託及び再委託に関する契約書等に明記すべき事項は、檀原市個人情報保護条例施行規則第9条に定めるところによる。

(派遣労働者の派遣を受ける場合の措置)

第11条 特定個人情報を取り扱う事務を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書等に秘密保持義務等特定個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(特定個人情報ファイルの廃棄・消去)

第12条 保管期間が経過した特定個人情報ファイルについては、復元が容易にできない措置を施した上で、遅滞なく、廃棄又は消去を実施する。

2 特定個人情報ファイルを廃棄又は消去した場合は、廃棄又は消去したことの記録を保存する。

(特定個人情報保護評価の実施)

第13条 個人情報保護責任者は、番号法第27条及び個人情報保護委員会の定めるところにより、所管する個人番号利用事務における特定個人情報保護評価を適切に実施する。

(事故等発生時の対応)

第14条 個人情報保護責任者が第6条第4項の規定による報告を受けたとき、その他事故等の発生を知ったとき、又はその兆候等を把握したときは、適切かつ迅速な対応を実施しなければならない。

2 前項の対応は、檀原市情報セキュリティ対策基準に関する規程第58条及び第59条の規定を準用する。

3 前項の準用規定に基づく報告のほか、個人情報保護責任者は、事故等に関する報告を広報広聴課長に対して行うものとする。この場合において、当該事故等が特定個人情報に関するものであるときの広報広聴課長が行う国の個人情報保護委員会への報告の様式は、個人情報保護委員会の示すところによる。

4 前2項に定めるもののほか、第1項の対応に当たっては、檀原市危機事案対策調整会議設置規程（平成26年檀原市訓令甲第21号）に基づき組織的な取組を行わなければならない。

(苦情への対応)

第15条 事務取扱担当者は、特定個人情報の取扱いに関し、当該特定個人情報の本人等から苦情の申出があったときは、その旨を個人情報保護責任者に報告し、報告を受けた個人情報保護責任者は、適切かつ迅速にその処理に努める。

(継続的改善)

第16条 この指針その他の安全管理措置を継続的に見直し、改善に努める。

附 則

この指針は、平成28年1月1日から施行する。